

## 「茶のしずく石鹼」による被害110番のお知らせ

茶のしずく被害者福岡弁護団では、下記日時に「茶のしずく石鹼」のアレルギー被害110番」を電話相談にて実施致します。どうぞお気軽にご相談ください。

記

相談実施日時：平成24年6月7日

午前10時～午後5時

相談電話番号：092-718-2512

### <企画趣旨>

2010（平成22）年12月7日以前に販売された「茶のしずく石鹼」（小麦加水分解物を含む旧製品）の使用による呼吸器障害、じんましん、全身性アレルギー等を発症するトラブルについて、消費者庁及び国民生活センターによって相次いで発表がなされ、さらに、昨年11月14日に悠香が厚労省に471人の発症者がいることを報告して以降、新聞のみならずテレビのワイドショーでも問題が大々的にとりあげられ、社会的な関心が高まっているところです。

福岡県弁護士会消費者委員会が、昨年8月25日に電話相談を実施したところ、116件に及ぶ電話を受け付けました。そのうち50件は呼吸困難等を伴うアナフィラキシーのような全身症状の発症を経験した方のご相談であり、被害の大きさや広がり確認されました。また、昨年12月18日の第2回目の110番では65件、今年1月31日の第3回目の110番では84件、今年4月21日の第4回目の110番では83件の電話を受け付けました。

「茶のしずく石鹼被害」福岡弁護団では、2012年4月20日に提訴した第1次訴訟に引き続き、2012年7月末頃に提訴を予定している第2次訴訟をもって「茶のしずく石鹼被害」の掘り起こしに一応の区切りをつけ、訴訟活動に重点を移していきたいと考えています。そこで、この第2次訴訟の提訴に向けて被害者の方々からの電話相談に応じるため、上記の日程で「茶のしずく被害110番」を実施いたします。今回は、福岡市内に特設電話回線4回線（電話番号は4回線とも同じです）を準備して、できる限り多くの方々からのご相談に対応できるようにいたしました。

「茶のしずく石鹼被害」について訴訟への参加をお考えの方には、是非、この機会にご相談ください。また、ご自身やご家族が過去に「茶のしずく石鹼」を使用していたという方も、どうぞお気軽にご相談ください。

参考：茶のしずく被害者福岡弁護団HP (<http://chanoshizuku-higai-fukuoka.net/>)